

# オーストラリアにおける二重市民権の位相 —1948年オーストラリア市民権法 s 17削除論を中心に

坂 東 雄 介

## 1. はじめに

### 1.1. 問題意識及び本稿の分析対象

現在のオーストラリア市民権法には複数の市民権を取得することを規制する規定は存在せず、オーストラリアは、複数市民権についてもっとも開放的な国の1つとなっている<sup>1)</sup>。しかし、以前はオーストラリア市民が外国の市民権を取得した場合にオーストラリア市民権を喪失する趣旨を定めた規定が存在していた。この規定は2002年改正により削除され、現在に至っている。

周知のように、オーストラリアは、数多くの移民を受入れている移民国家であり、市民権に関して様々な法政策を展開しているが、今回分析の対象とする2002年改正は、オーストラリアが、開放的な市民権政策に向かった里程碑の1つと位置づけられている。

本稿の目的は、上記規定が削除された2002年改正の経緯を分析することであり、分析対象は狭い。しかし、本稿によって、オーストラリアにおける複数市民権に関する議論の一断面を明らかにすることになるだろう。

以前筆者が指摘したように、市民権に関する規定は、国家構成員の範囲を設定する性質を有している<sup>2)</sup>。そして、市民権に関する規定は、同時にどのよう

---

1) 諸外国との比較については近藤敦「複数国籍の容認傾向」陳天璽=小森宏美=佐々木てる=近藤敦『越境とアイデンティフィケーション—国籍・パスポート・IDカード』(新曜社, 2012) 95頁。

2) 坂東雄介「オーストラリアにおける市民権の取得と喪失に関する法制度—2007年

な人物がその国の市民として相応しいのか、という構成員資格を常に問いかける。本稿は、上記分析を通じて、オーストラリア市民権の意味・価値について、どのように捉えられているのかを明らかにするものである。

## 1.2. 用語の定義

### (1) 「市民権 (citizenship)」の定義について

「市民権」とは、様々な意味を有する概念であるが<sup>3)</sup>、本稿では、特に断らない限り、国家の構成員資格として法的に定められたものという意味で用いる。この意味では、日本法における「国籍」と同義である。

### (2) 「二重市民権」という用語について

本稿では資料の訳出の都合上「二重市民権」という用語を用いたが、市民権を3つ以上有している者でも問題の構造自体は変わらない。より正確には「複数市民権」と呼ぶべきであるが、本稿では訳語と混乱を避けるために一般的に用いられている「二重市民権」「二重国籍」を用いる。

## 2. 前提となる問題状況の整理

以下では、まず、問題状況の整理として、オーストラリアにおける市民権法の変遷について簡単に触れた後、本稿が分析対象とする1948年オーストラリア市民権法s 17の概要について述べる。その後、オーストラリアにおいて二重市民権となる状況を整理し、s 17が引き起こす問題状況について指摘する。

---

オーストラリア市民権法を中心に」商学討究67巻2・3号235頁(2016)。

3) 市民権に関する考え方を整理したものとして、デレック・ヒーター(著)/田中俊郎=関根政美(訳)『市民権とは何か』(岩波書店, 2002), ドミニク・シュナペール(著)/富沢克=長谷川一年(訳)『市民権とは何か』(風行社, 2012)。

## 2.1. オーストラリアにおける国家構成員資格を規定する法制度の変遷とs 17

オーストラリアにおける国家構成員に関する法制度は、1903年帰化法<sup>4)</sup>に始まる。ただし、この時期のオーストラリアは大英帝国の植民地という性質からオーストラリア独自の国家構成員資格を有さず<sup>5)</sup>、帰化の効果も大英帝国臣民と同様の権利・地位を取得することに過ぎなかった<sup>6)</sup>。

途中でいくつかの法改正はあったものの、オーストラリアにおける最初の包括的な国家構成員に関する法制度は1949年に成立した1948年国籍及び市民権法<sup>7)</sup>である。これは、オーストラリアが、「大英帝国内における自律した共同体」<sup>8)</sup>であることを明らかにしたバルフォア宣言（1926年）及びウェストミンスター憲章（1931年）以降、独自の法的地位を獲得し始め、「それまで法的実体として『英国臣民』しか存在していなかったところ、英連邦の各国が独自に市民権を創設し、同時にそれぞれの市民権を英国臣民として認定する方向性が打ち出されたことによるもの」<sup>9)</sup>であった。「オーストラリア市民権の創設が、オーストラリア的要素を強化するものとして位置づけられてい」<sup>10)</sup>た。

その後、1969年に「1948年市民権法」<sup>11)</sup>、1973年には「1948年オーストラリア市民権法」と名称変更される<sup>12)</sup>。そして、複雑な規定を整理すること、テロ対策の一環として市民権テストを導入することを目的として2007年オーストラリア市民権法が成立し、現行の市民権法の基本的枠組みとなっている（同法の

---

4) *Naturalization Act 1903* (Cth).

5) この点については、坂東雄介「オーストラリア連邦初期における国家構成員と移民規制—憲法典起草時の議論と初期の展開を中心として—」商学討究66巻2・3号188-205頁, 207-211頁 (2015) 参照。

6) *Naturalization Act 1903* (Cth) s 8.

7) *Nationality and Citizenship Act 1948* (Cth). この法律の概要及び制定経緯については、浅川晃広『オーストラリア移民政策論』（中央公論事業出版, 2006）93頁が詳しい。なお、条文の名称に用いられている「Nationality」は、本稿では「国籍」と訳すが、この法律では、NationalityとはBritish Nationalityを意味している。

8) Balfour Declaration 1926, pp 2.

9) 浅川・前掲注(7)93頁。

10) 同・99頁。

11) *Citizenship Act 1969* (Cth).

12) *Australian Citizenship Act 1973* (Cth).

内容や改正経緯については以前筆者が執筆した論文を参照<sup>13)</sup>。

そして、1948年オーストラリア市民権法s 17は、次のように規定していた。

「s 17他国籍取得に基づく市民権の喪失

(1) オーストラリア市民であって18歳に達した者が、外国の国籍または市民権を取得することを

(a) 唯一または支配的な目的 (the sole or dominant purpose) とし；  
かつ

(b) その効果を有する

行為を行った場合には、その取得に基づき、オーストラリア市民権を喪失する。

(2) (1)の規定は、婚姻に伴う行為については適用されない。」<sup>14)</sup>

これは、オーストラリア市民が、他国の国籍を、婚姻以外の事由で自発的に取得するとオーストラリア市民権を喪失するという趣旨の規定である。この規定は、1948年国籍及び市民権法s 17に遡ることができるが、規定の内容自体は単一忠誠の原則を定めたイギリス法に由来する<sup>15)</sup>。

なお、1948年国籍及び市民権法s 17、1984年改正<sup>16)</sup>以前の1948年オーストラリア市民権法s 17は、次のように定めていた。

「十分な年齢、十分な能力を有するオーストラリア市民であって、オーストラリア及びニューギニアの外にいながら、婚姻以外の事由によって、自発

---

13) 坂東・前掲注(2)。また、オーストラリア市民権法改正全体の流れについては、Rayner Thwaites, Report on Citizenship Law Australia (2017) RSCAS/GLOBALCIT-CR 2-17参照。

14) なお、これは2002年改正によって廃止される直前の規定である。

15) Explanatory Memorandum, Nationality and Citizenship Bill 1948 (Cth) 8. なお、*Nationality Act 1920* (Cth) s 21では、自発的な理由に基づいて他国に帰化した者は、大英帝国臣民の地位を喪失すると規定していた。

16) Australian Citizenship Amendment Act 1984 (Cth) s 13.

的かつ正式な行為によってオーストラリア以外の国籍または市民権を取得した者は、オーストラリア市民権を喪失する。」

基本的な内容は一致しているが、細かい視点で見れば、旧規定は「自発的かつ正式な行為による」市民権取得のときにオーストラリア市民権を喪失する点、国外にいる者に限定している点、旧規定では制限行為能力者が除外されている点などが異なる。

## 2.2. オーストラリアにおいて二重市民権となる場合はどのような場合か—議論の整理<sup>17)</sup>

一般論として、二重市民権となる場合は、大きく分けて生来的な場合と後天的な場合が考えられる。

生来的な場合は、様々な状況が考えられる。大英帝国由来のコモンロー<sup>18)</sup>を受け継いで伝統的に出生地主義を採用しているオーストラリアでは、オーストラリア国内で出生時、両親のうち1人が永住者であれば、オーストラリア市民権を取得すると定めている<sup>19)</sup>。このとき、外国籍の親の出身国の法制度次第であるが、外国で生まれた子どもにも親の出身国の市民権が付与されることがあり<sup>20)</sup>、子どもは二重市民権となる。また、オーストラリア国外で生まれた子どもであって、両親のうちどちらかが子の出生時にオーストラリア市民である

---

17) 本節の執筆に際して、Kim Rubenstein, *Australian Citizenship Law* (Thomason Reuters, 2<sup>nd</sup> ed, 2017) 263[4.1300]以下を参考にした。

18) 出生地主義を採用したコモンローについては、柳井健一『イギリス近代国籍法史研究』(日本評論社, 2004) 50頁が詳しい。

19) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) s 12(1)(a).

20) 例えば、日本の国籍法では「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」に子は日本国籍を取得すると定めているので(国籍法2条1号)、日本国民の親を持つ者から出生した者は、外国で出生したとしても日本国籍を取得する。ただし、日本の国籍法の場合、出生により外国の国籍を取得した日本国民であって国外で生まれた者は、国籍留保の意思表示をしなければ日本国籍を喪失すると定めている(国籍法12条)。

場合には、申請によりオーストラリア市民権を取得するので<sup>21)</sup>、これも出生国の法制度次第であるが、出生国が出生地主義を採用していた場合には、子は二重市民権となる。上記の2つの事例の場合であっても、オーストラリアでは日本のような国籍選択制度<sup>22)</sup>が存在しないので特に問題にはならない<sup>23)</sup>。

オーストラリアにおいて二重市民権が問題となる場合は、後天的な市民権取得である。オーストラリアにおいて二重市民権が問題となる場面は、次の2つに分類できる。

第1の場合は、他国の市民がオーストラリア市民権の取得を申請し、付与された場合である。第1の場合について考える際に重要な点は、建国当初から移民を積極的に受け入れているオーストラリアでは、他国民がオーストラリア市民権を取得する際に、以前の市民権を放棄することを求める規定が存在しないことである。その背景事情としては、他国からの移民が帰化するときの障害になることのほかに、オーストラリア政府には他国の市民権法制度に介入できる権限が存在せず、他国の市民権を喪失させることは「法的に執行不可能」<sup>24)25)</sup>だからと説明される。

オーストラリアでは、1966年から<sup>26)</sup>1986年まで<sup>27)</sup>、帰化の際に求められる忠

---

21) *Australian Citizenship Act 2007* (Cth) ss 16(1), (2)(a).

22) 国籍法14条。

23) 国籍選択制度の問題点につき、近藤敦「複数国籍の現状と課題」法学セミナー 746号1頁(2017)。

24) Adrienne Millbank, 'Dual Citizenship in Australia' (Current Issues Brief No.5 2000-01, Parliament Library, 2000) 5.

25) 日本の国籍法5条1項5号では、「日本国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」を帰化要件の1つとして定めているが、この規定を、帰化申請者が出身国の国籍を放棄してから日本国籍の申請をしなければならないと解釈する場合、一時的にせよ無国籍状態を招くので妥当ではなく(しかも帰化が認められない可能性もある)、また、日本の国籍を取得したことによって出身国の国籍を喪失するかどうか、出身国の国籍を放棄できるかどうかは出身国の法制度に依存するため、5条2項で例外を広く認めている(木棚照一『逐条註解 国籍法』(日本加除出版, 2003) 278-279頁)。

26) *An Act to Amend the Nationality and Citizenship Act 1948-1960 No.11 of 1966* (Cth) s 11.

27) *Australian Citizenship Amendment Act 1986* (Cth) s 11.

誠の宣誓のときの文言に「オーストラリア以外のすべての忠誠を放棄する (renounce all other allegiance)」というフレーズが存在していた<sup>28)</sup>。この宣誓制度の下で他国からオーストラリアに帰化した者が選挙に立候補する資格があるかどうか<sup>29)</sup>が争われたSykes v Cleary<sup>30)</sup>では、コモンローと国際法<sup>31)</sup>を参照しながら、ある人物がある国の市民権または国籍を有しているかどうかは、その国の法制度によって定まると判示した<sup>32)</sup>。この判示は、外国市民がその国の市民権を放棄する際には、その国の法制度に従って放棄することを求めるのであって<sup>33)</sup>、必ずしもオーストラリア法の問題とは言えず、帰化申請者の出身国の法制度の問題となる<sup>34)</sup>。

28) 当時提出された立法提案書や法改正に関する解説記事などを見ている限り、この規定の導入の際にも廃止の際にも改正の中心的なトピックとはなっておらず、ほとんど触れられていない。

29) オーストラリア連邦憲法典s 44は次のように規定している。

「次の各号に該当する者は、上院議員または下院議員として選出され、または議会に出席することができない。

(1)外国に対する忠誠、服従、もしくは加担の認められる者、または外国の臣民もしくは市民である者、または外国の臣民もしくは市民としての権利もしくは特権を有する者」

この規定により、他国の国籍または市民権を有している者は、オーストラリア市民であっても上院議員または下院議員となる資格を有しないと解されている。なお、オーストラリア連邦憲法典の訳出の際には、天野淑子「オーストラリア連邦」萩野芳夫=畑博行=畑中和雄(編)『アジア憲法集』(明石書店、第2版、2007)19頁を参考にした。

30) (1992) 176 CLR 77.

31) 判決では、いわゆるノッテボーム事件と、国籍の抵触に関するある種の条約2条・3条を挙げている。

32) 176 CLR 77 [49]-[51] per Mason C.J., Toohey and McHugh JJ.

33) Rubenstein, above n 17, 564[4.1300].

34) なお、帰化の際に元の市民権を放棄するかどうかは各国の法制度によって大きく異なる。多くの国では国籍を喪失しているかどうかを検討せずに帰化を認める。この点については、近藤・前掲注1)91頁、近藤・前掲注2)31頁。

日本では、帰化の際に「日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」という要件が規定されている(国籍法5条1項5号)。ただし、2項において「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる」と定め、例外を規定している。この点につき、5号要件の趣旨として「帰

第2の場合は、既にオーストラリア市民である者が他国の市民権を取得した場合である。本稿が問題とするのは、この第2の場合である。この点につき、前述したように（〔2.1〕参照）、オーストラリアでは2002年まではオーストラリア市民権を喪失する規定が存在していた。つまり、当時のオーストラリアでは、他国からオーストラリアに帰化した者に対しては元の市民権を放棄することを求めているのに対し、オーストラリアから他国に帰化した者はオーストラリア市民権を放棄しなければならないという「一方通行（one way）」<sup>35)</sup>状態であって、非対称的な法制度であった。

### 3. 1948年オーストラリア市民権法s 17の解釈—先例としてのGugerli判決

では、1948年オーストラリア市民権法s 17がどのように解釈されてきたのか。以下では実例を元に紹介する。主に問題となっているのは「唯一または支配的な目的（the sole or dominant purpose）」の解釈である。特に、s 17の規定の存在を知らずに他国籍を取得した結果、オーストラリア市民権を喪失してしまう場合に問題となる。

Re Allan and Department of Foreign Affairs<sup>36)</sup>は、アイルランド市民権を取得し、s 17の効果によりオーストラリア市民権を喪失した者が行政不服審判所に対して不服申立てを提起した事案である。申立人は、祖母がアイルランド市民であることを理由にアイルランド市民権を申請した。当時のアイルランド市民権法の解釈によれば、申立人のような場合、出生時にアイルランド市民権として登録されているが、その市民権は実効化されていない状態であって、申

---

化を許可することによって重国籍が発生することを防止するためであり、国籍単一の理念に基づくもの」（木棚・前掲注25）275頁）であるが、国籍単一の原則は絶対的なものではないこと、日本に帰化するまでに5号要件を備えることができない場合もあることから2項が設けられたと説明されている（同277頁、280-281頁）。

35) Thwaites, above n 13, 16.

36) [1986] AATA 345.

立人の権利行使により市民権が有効となる<sup>37)</sup>。そして、審判所は、申立人の行為は、自発的であることに議論の余地はなく、正式な行為であると認定し、申立人の請求を認めなかった。

連邦裁判所による解釈としては、Minister for Immigration, Local Government and Ethnic Affairs v Gugerli<sup>38)</sup>がある。これは、オーストラリア国内で出生したためオーストラリア市民権を有していたGugerliが、母がスイス国籍であることを理由にスイス国籍を取得した結果、オーストラリア市民権を喪失したことについて争われた。この判決では、「唯一または支配的な目的 (the sole or dominant purpose)」について、次のように判示している。

「s 17において用いられる意味では、「目的」は、精神状態を指すが、それはあらゆる意味において、動機と同じ意味ではない。もし、ある人物の、そうした行為を行う際の唯一または支配的な目的が他国の市民権を取得することだったならば、その人物が市民権を取得することをどのような理由で望むのかについても、市民権をどう使用しようするのかについても関係がない。市民権を取得する動機は無関係である。」<sup>39)</sup>

このように、Gugerli判決では、市民権を取得する際の実際の動機・意図ではなく、取得した行為によって判断する手法を採用した。Gugerliが法制度について習熟していないことは関係がない。もしGugerliが自身をスイス国民だと考えているならばスイスへの帰化申請をすることは考えられない。つまり、スイスへの帰化申請をしたことは、s 17が定める「外国の国籍または市民権を取得することを (a)唯一または支配的な目的」とした行為と評価されることになる。

Rubensteinは、現在のオーストラリア市民権政策、裁判例、審判所の決定は、

---

37) Ibid [25].

38) (1992) 15 AAR 483.

39) Ibid [25].

Gugerli判決の発想に従っていると指摘する<sup>40)</sup>。

まずは行政審判所の決定から紹介する。例えば、Turner and Minister for Immigration and Multicultural Affairs<sup>41)</sup>では、申立人の父親がイギリスに帰化し、s 17の効果によりオーストラリア市民権を喪失したかどうか（その結果として自身に父親のオーストラリア市民権が承継されていないのか—以下に紹介する事例も同様に市民権の承継を前提としている）が争われたが、決定では、Gugerli判決を参照しながら<sup>42)</sup>、s 17に該当するかどうかを判断する際に考慮すべきは、行為の実際の動機ではなく「『行為』の結果」<sup>43)</sup>であると述べている。

Eddison and Minister for Immigration and Multicultural Affairs<sup>44)</sup>では、申立人の母親がイタリア国籍を取得したことによって、母親がオーストラリア市民権を喪失したのかが争われた。母親はイタリア市民と婚姻し、イタリア市民権も取得していた。決定では、「申立人の母親の行為が、婚姻を超えて、イタリア市民権を取得するという唯一または支配的な目的…なのかどうか」<sup>45)</sup>が争点となると述べた。そして、Gugerli判決を参照しながら<sup>46)</sup>検討し、申立人の母親は、イタリア市民との婚姻とは別な事情によってイタリア市民権を取得していると判断し、結果として母親はオーストラリア市民権を喪失したと結論を下した。

連邦裁判所の判決としてはHeiner v Minister for Immigration and Citizenship<sup>47)</sup>がある。この判決では、父親がアイルランド市民権を取得したことによりオーストラリア市民権を喪失したのかが争われた。原告の父親はアイルランド市民の女性と婚姻した。アイルランド市民権法ではアイルランド市民との婚姻による自動的取得は規定しておらず、婚姻から4年後の1999年に申立人の父

40) Rubenstein, above n 17, 268.

41) [1999] AATA 904.

42) Ibid [11], [16].

43) Ibid [23].

44) [2001] AATA 533.

45) Ibid [17].

46) Ibid [18].

47) [2013] FCA 617.

親は申請によりアイルランド市民権を取得した。申立人の父親は、アイルランド市民権を取得したが同時にオーストラリア市民権も有していると考えていた。

判決では、「婚姻によって自動的に他国の市民権を取得するような場合はs 17(1)から除外するという立法者の意図」<sup>48)</sup>は明らかであると判示し、原告の父親は自動的にアイルランド市民権を取得したのではないと判示し、オーストラリア市民権の喪失を認めた。

上記に示したように、Gugerli判決を解釈の先例とし、実際の意図とは無関係に、他国の国籍・市民権を取得した過程に着目して判断している。

他方、オーストラリアの行政実務上は、次のような場合はs 17に該当しないと解されていた<sup>49)</sup>。

- ・婚姻のみによって他国の市民権を自動的に取得する場合
- ・一定の行為（例えば居住資格の取得など）の結果として、偶発的に市民権を取得する場合<sup>50)</sup>
- ・国家の独立による市民権の取得の場合
- ・二重市民権の者であって、他国の旅行文書、アイデンティティ・カードその他その国の市民であることを示す権原を行使したこと

#### 4. 前史—s 17削除論が出てきた経緯<sup>51)</sup>

[1.1]でも述べたように、s 17は2002年に削除されている。削除の決定打となったのは、オーストラリア市民権委員会 (Australia Citizenship Council)

---

48) Ibid [43].

49) 以下の事例はいずれも、Department of Immigration and Multicultural Affairs, Australian Citizenship Instructions (1 August 1997) [8.2.3], Rubenstein, above n 17, 268 [4.1310] を参照した。

50) イタリア生まれのオーストラリア市民がイタリアに戻り、1年以上継続的に居住した場合にイタリア市民権を自動的に再取得するという規定があり、その規定によってイタリア市民権を取得した場合はs 17に該当しないと判断された。

51) 以下の整理は、主にMillbank, above n 24, 6-10を参考にした。

が2000年に政府に提出した報告書 (Australian Citizenship for a New Century) と言われている (詳細については後述する)。しかし、削除に至るまでには様々な議論の蓄積が存在していた。以下では、2002年s 17削除時の立法資料を参考にしながら1970年代から存在していたs 17削除論を時代ごとに紹介する。

#### 4.1. 二重市民権に対する評価の対立

1976年に、外交・防衛に関する合同委員会<sup>52)</sup>は、二重市民権について言及している。その報告書<sup>53)</sup>は、二重市民権に対して肯定的な見解、否定的な見解をそれぞれ紹介している。

まず、二重市民権に肯定的な見解として、次のような意見が提示された<sup>54)</sup>。

- ・もう1つの国のパスポートを取得する権利など、個人にとって利益がある。
- ・ある程度の期間居住していた以前の故郷をもう一度訪れる個人にとって簡単な手続きで済む。
- ・もう1つの国で雇用する機会を得る能力がある。
- ・社会的利益を享受する権利、土地や財産を所有する権利、財産を相続する権利が得られる。
- ・子孫に国籍を継承させる権原がある。
- ・出身国、オーストラリア双方に等しく共鳴している者の要求を満たす。
- ・税は払っているが投票資格がないという居住者の不利益を回避できる。
- ・国際連合の場では、オーストラリアが国際共同体の中で、孤立していない存在であることをアピールできる。

---

52) オーストラリア連邦議会内に設置された委員会の1つである。

53) Joint Committee on Foreign Affairs and Defence, *Dual Nationality* (1976).

54) Ibid 5.

そして、二重市民権に否定的な見解として、次のような意見が提示された<sup>55)</sup>。

- ・二重市民権者が、強制的な義務（徴兵、納税など）をめぐって出身国とどちらに貢献するべきか、選択を直面する事態になる。
- ・子どもの監護権に関する紛争など、国内法上の紛争が複雑化する。
- ・ナショナル・アイデンティティ、忠誠、連帯の概念からの反発

この委員会の関心は、戦争で荒廃した共産主義国家（チェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランドなど）から難民として来る者にあった。二重市民権を認めると共産主義国家からの移民によってオーストラリアが共産主義に染まるのではないかと、という懸念から議論がされていた。もっとも、実際には彼らは自らの市民権を喪失することを希望しており<sup>56)</sup>、委員会は、結局のところ、単一国籍を出来る限り支持しつつも、様々な事情により二重市民権となる者を容認する現状を維持することになった<sup>57)</sup>。

ただし、上記の肯定的、否定的な各意見は、二重市民権に関する意見であって、本稿が問題とするs 17そのものについては直接言及していない。

#### 4.2. 人権委員会によるs 17削除論

s 17を削除するべきだという主張が有力な意見として登場するのは1982年である。1981年人権委員会法<sup>58)</sup>によって設置された人権委員会は、立法その他のレビューを主な目的としており<sup>59)</sup>、その一環として、1948年オーストラリア市民権法をレビューした報告書<sup>60)</sup>の中で、s 17削除論を提唱している。なお、この報告書はいくつかの提案をしているが、二重市民権関連では、当時宣誓の

---

55) Ibid 6-7.

56) Millbank, above n 24, 7.

57) Joint Committee on Foreign Affairs and Defence, above n 53, 8.

58) *Human Rights Commission Act 1981* (Cth).

59) *Human Rights Commission Act 1981* (Cth) s 9.

60) Human Rights Commission, *The Australian Citizenship Act 1948* (1982).

際に必要であった「すべての忠誠を放棄する」という文言の削除を提案し<sup>61)</sup>、労働党政権下の1986年に提案通りに改正されている（〔2.2〕参照）。

では、この報告書はs 17についてどのような提案をしたのか。筆者なりに要約すると次のようになる。

- ・ s 17は、オーストラリア国外で自発的な行為の結果として他国の市民権を取得した者はオーストラリア市民権を喪失すると規定している。他方、オーストラリア国内で他国籍を取得した場合、その者は第二の国籍を獲得できる。したがって、s 17は、限定的な場合では、オーストラリア国内の者は、1つ以上の国籍を有することが可能であり、同様のことは、オーストラリア国外に居住する者には、非自発的な行為による取得のときにしか当てはまらないことを容認している<sup>62)</sup>。
- ・ 「自発的な行為」にも解釈の余地がある。一定期間居住すれば自動的に市民権を付与する国家があるが、そのような市民権取得は、本委員会はs 17が定める「自発的に取得」した場合に該当するとは考えない。一義的かつ自発的な他国の市民権の取得、及びその結果としてオーストラリア市民権を喪失することについての明確な認識を伴わなければならない。s 17は、他国に滞在中にオーストラリア市民権を喪失させる規定であり、自国に戻る権利を定めた自由権規約12条4項に違反する可能性がある。特に、子どもについては、もしその行為の結果として無国籍になったならば、子どもが有するオーストラリア市民権への権利を喪失させることになるので、自由権規約24条3項に違反する。本委員会は、世界人権宣言15条2項が定める国籍への権利を確認するものである<sup>63)</sup>。
- ・ s 17が定める「自発的かつ正式な」行為の適用の際に、状況によってはオーストラリア市民権の恣意的な喪失という帰結をもたらすことがあり、その

61) Ibid [27]-[32], [38].

62) Ibid [22].

63) Ibid [23].

状況については、解釈によって明確に定められるべきか、上述のように放棄の意図が明確ではない喪失の場合に、大臣に対してオーストラリア市民権の保持を許可する裁量を認めるべきである<sup>64)</sup>。

- ・上記の改正を導入する場合、オーストラリア国内で「自発的かつ正式な」活動をしたときにもオーストラリア市民権の放棄が認められるべきである。市民権の再開を緩和することについては改正する必要はない<sup>65)</sup>。

しかし、当時は二重市民権への関心がそれほど高まらず、s 17の削除は実現されなかった。二重市民権に対する容認傾向が強まるのは1990年代に入ってからである。

#### 4.3. 1990年代における二重市民権容認傾向の高まり

##### 4.3.1. 世論の高まりとメディアの反応

二重市民権の容認傾向は、主に1990年代に高まりを見せている。この時期の世論について、政府資料は、次のように集約している。

- ・オーストラリアのエスニック・コミュニティは、さらに強力に、そしてより団結して二重市民権の容認を支持している。移民の出身国は変化している。外国の政治的変化により、市民権の概念はオーストラリア市民にとって受け入れやすくなっている。例えば、旧共産主義国家出身者やその子どもたちは、旧市民権を保持し続ける、または再取得する傾向が薄い。国籍離脱を認めていない国（例えばギリシャ）からの移民を例外として扱う措置は、もはや非常に煩わしいものと考えられる。政府による保護を求める権利、市民の義務・権原の問題は、二国間合意・条約によって適切に解決できると考えられる<sup>66)</sup>。

---

64) Ibid [24].

65) Ibid [25].

66) Millbank, above n 24, 7-8.

- ・多文化主義のオーストラリアという現実の反映として、2つの忠誠がオーストラリア一般の中で広く受容されている<sup>67)</sup>。
- ・オーストラリアがアジア経済に進出すればするほど、国家的利益の保持として二重市民権を容認する意見が強くなっている。変化の原動力は、もはやオーストラリアに来る移民ではなく、国際的に移動する労働力であるオーストラリア市民である<sup>68)</sup>。
- ・激増した人口移動という国際環境の下では、移民の性質及び観念一特に高度技術、専門職、ビジネス移民について一は新たな祖国で永住をするというイメージから、一時的な国際移動のものへと変化している。オーストラリアは、現在、「永住」（ただし移動はより容易な）移民の獲得だけでなく、高度技術を持つ者による一時的な国際移動によって経済的その他の利益を獲得することを目的とした移民の獲得についても他国と競争している。二重市民権は、このような移動を容易にするものである<sup>69)</sup>。

また、メディアからもs 17削除論は好意的に捉えられている。例えば、オーストラリアの有力新聞紙The Ageは、1997年3月14日の紙上で、当時移民省大臣であったPhilip Rudock（〔4.3.3〕参照）によるs 17削除案を報道している<sup>70)</sup>。オーストラリアの有力月刊情報誌The Bulletinは、2000年6月の記事では、オーストラリアでは既に二重市民権の者が数多く存在していることを指摘し、オーストラリア市民権委員会によるs 17削除の提案（〔5.1〕参照）を全面的に支持している<sup>71)</sup>。また、同誌は、11月には、Howard政権がs 17削除の方向に舵を切った背景として、ヨーロッパで働くオーストラリア市民団体によるロ

---

67) Ibid 8.

68) Ibid.

69) Ibid.

70) Karen Middleton, 'Minister shelves nationality push' *The Age* (Canberra), 14 March 1997.

71) 'Subject to Change' *The Bulletin* (June 6, 2000) 24-25.

ビイング活動の影響を指摘している<sup>72)</sup>。

#### 4.3.2. 移民合同委員会による1994年報告書

1990年代の動きとして重要なものは、移民合同委員会<sup>73)</sup>が1994年に提出した報告書<sup>74)</sup>である。この報告書の前文によれば、2001年にオーストラリアが連邦結成100周年を迎えること、1999年にオーストラリア市民権法が50周年を迎えることに向けて、オーストラリア市民権の価値を再考し、高めるためにこの報告書を作成した、と説明されている<sup>75)</sup>。そして、この報告書は、s 17削除論の立場から、s 17を維持する立場を詳細に検討し、反駁を加えている。内容は多岐に渡るが、要点を説明すると以下のようなになる。

- ・オーストラリア以外の市民権を有していることはオーストラリアへの忠誠を欠くという指摘は、感情的なものである<sup>76)</sup>。多文化主義が広く受け入れられている現在では、人々は単一の国籍でなければならないというのは、時代遅れである<sup>77)</sup>。
- ・s 17は出生によってオーストラリア市民となった者と帰化してオーストラリア市民となった者を差別している。後者は旧市民権を喪失しないでオーストラリア市民権を取得できるにもかかわらず、前者は新しい市民権を取得したらオーストラリア市民権を喪失しなければならない<sup>78)</sup>。
- ・他の国へ進出するオーストラリア市民が、便益のためにその国の市民権を取得しようとしたときに、オーストラリア市民権を喪失してしまうため、

72) 'Still call Australia home' *The Bulletin* (November 21, 2000) 22.

73) 連邦議会内に設置された委員会であって、上院・下院合同で活動するもの。

74) Joint Standing Committee on Migration, *AUSTRALIANS ALL Enhancing Australian Citizenship* (1994).

75) Ibid iii.

76) Ibid 198.

77) Ibid 199.

78) Ibid 199-200.

外国での市民権取得を断念してしまう<sup>79)</sup>。

- ・複数の市民権があることによって生じる弊害は外交上の手段によって克服すべきである。また、ある者が納税活動などを通じて自分自身を他国の市民であると考えているならば、オーストラリアは、彼らがその国にいるとき、彼らに対して手を差し伸べることはない<sup>80)</sup>。

上記のような理由から、s 17の削除を提案した。後述するように、この提案内容は、オーストラリア市民権委員会が2000年に提出した報告書と内容的に重複することが多い。

#### 4.3.3. 政治部門の応答

上記のような反応を受けて、政党や政治家にも二重市民権の容認やs 17の廃止を訴える者も登場した。

例えば、Phillip Ruddock<sup>81)</sup>は、1993年オーストラリア市民権改正法の議論の際に、「オーストラリアにきた移民は出身国の市民権を保持し続けるが、国外に進出し、他国の市民権を取得したオーストラリア市民はオーストラリア市民権を喪失する」というのは「ダブル・スタンダード」だ、と批判している<sup>82)</sup>。

Paul Keating労働党政権では、上記の1994年報告書に対し、二重市民権に関する提案については応答はしなかったものの、1999年までに実施される予定の委員会の審査・提案は優先事項であると述べた。そして、John Howard保守連立政権下の1998年に、オーストラリアが新たな21世紀へ進める際に相応しい市民権法政策の現代的課題について報告することを目的として、オーストラリア

---

79) Ibid 200-201.

80) Ibid 203.

81) オーストラリア自由党（中道右派政党）所属、当時野党。なお、Ruddockは1996年から2003年まで移民に関する事項を扱う省（名称は途中で何度か変更されている）の大臣に任命され続けていた。

82) Hansard, House of Representative (16 November 1993) 2907.

市民権委員会（詳細については[5]で扱う）が設立された<sup>83)</sup>。

もちろん、このような動向に対して批判する者もいた。白豪主義を標榜するワン・ネーション党の党首であるPauline Hansonは、直接には二重市民権については触れていないものの、多文化主義政策によってオーストラリア市民権の価値が低下することに対する危惧を表明していた<sup>84)</sup>。

#### 4.4. 二重市民権に反対する理由

前述のように、1990年代には二重市民権を容認する立場からs 17削除論が徐々に支配的になってきた。しかし、この時期には改正はされていない。その理由として、二重市民権に対する以下のような反対論があったからだと言われている<sup>85)</sup>。

- ・経済のグローバル化による迅速な変化に伴い、ナショナル・アイデンティティ、市民権、社会的結合の観念の危機について、共同体の懸念があり、新たに関心・意味が登場している。
- ・二重（または複数）市民権は、当分の間はグローバルな市場の中では利益を生み出すが、個人レベルでは、広い共同体の中で、社会的価値や政治的・法的構造の衰退という意味をもたらし続けている。
- ・シンボリックなレベルでは、二重市民権は、耳障りな民族主義的、ナショナリスティックな関心を含む特定の利益集団の活動を正当化することになる。

83) Millbank, above n 24, 9.

84) Ibid. なお、1990年代は、ワン・ネーション党がクイーンズランド州議会で議席を獲得するなど、オーストラリア国内で党勢を拡大し、ハンソン現象と呼ばれていた。ハンソン現象に対して、オーストラリア政府は、2000年に開催される予定のシドニーオリンピックに向けて、国内には不満はくすぶるものの、多文化主義政策の基本的な維持の方針として打ち出していた。詳細については、塩原良和「公定ナショナリズムとしてのマルチカルチャリズム—現代オーストラリアにおける国民統合言説の再構築—」オーストラリア研究13号40頁（2001）、関根政美「電子ネットワーク社会の文化戦争：オーストラリアのケース：経済・情報・文化グローバル化と高度情報化政策」三田社会学6号7頁（2001）。

85) Millbank, above n 24, 10.

- ・ 国民国家 (nation-state) の黄昏や多文化主義的な市民権を唱える論者もいるが、国民国家は依然として強力な政治的結合である。機能している共同体は境界を有している。不明瞭な構成員資格は不明瞭な忠誠を導く。
- ・ 二重市民権を容認したカナダでは、カナダ市民権による統合力が薄れ、二重市民権を有する者が外国の紛争をカナダに持ち込んでいるため、二重市民権の再検討が行われている。
- ・ 議会や政府に対して、二重市民権の必要性を説く意見が数多く寄せられているが、ほとんどのオーストラリア市民は賛成していない。

ただし、前述 ([2.2]参照) のように、オーストラリアでは帰化した者に対して元の市民権を放棄することを求める規定が存在せず、また、そのような規定を導入することも困難と考えられているため、上記の二重市民権に対する反対論は限定的な影響に留まる。

## 5. オーストラリア市民権委員会によるs 17削除案

[1.1]で述べたように、s 17は2002年に削除されている。もともと、s 17削除案は2001年、連邦議会に法案として提出されたが、2001年11月の選挙のため議会が解散された<sup>86)</sup><sup>87)</sup>ため、一度も審議することなく廃案となった<sup>88)</sup><sup>89)</sup>。そして、次の会期のときに改めて法案が提出され、審議の結果s 17が削除されるに至った<sup>90)</sup>。審議の際に決定打となったのはオーストラリア市民権委員会が2000年

86) 上院の半数・下院の全数の選挙が行われた。なお、オーストラリアでは上院・下院の同日選挙が常態化している (山田邦夫「オーストラリアの議会制度」レファレンス799号10頁 (2017))。

87) 選挙の結果は、John Howard率いる保守連立政権が勝利し、Howardは首相を継続している。

88) Ian Ireland, *Australian Citizenship Legislation Amendment Bill 2002 (Cth) Bills Digest*, No 78 of 2001-02, 1.

89) 当時野党である労働党はこの法案に全面的に賛成していた (Ibid 4)。

90) *Australian Citizenship Legislation Amendment Act 2002 (Cth)*.

に提出した報告書（*Australian Citizenship for a New Century*<sup>91)</sup>）である。実際に、この報告書の内容に沿って法案が提出され、特に異論もなく可決している。そこで、以下ではこの報告書の内容を紹介し、s 17が削除されたことについてオーストラリアではどのように受け止められているのかを明らかにしたい。

### 5.1. Australian Citizenship for a New Century (2000) の内容—s 17削除論について

オーストラリア市民権委員会は、移民多文化省によって1998年に設立された諮問機関であり、1999年にオーストラリア市民権法が50周年を迎えることに向けて、オーストラリアの市民権政策について大臣に対し提案することを目的としている。委員は、法律家、大学教授、議員などの14名で構成され（後に1名辞職している）、委員長はオーストラリア高等法院の元裁判官であるNinian Stephenが務めた<sup>92)</sup>。この報告書では、オーストラリアの市民権政策について様々な提案（recommend）を行っているが、s 17の削除については「強く提案する（strongly recommends）」<sup>93)</sup>という表現を用いている。以下では、この報告書が指摘したs 17を削除すべき理由について適宜要約しながら紹介する。

- ①自発的に外国の市民権を取得すると言っても、その中には、親に連れられて外国に行って市民権を取得する場合も含まれる。s 17の規定によりオーストラリア市民権を喪失する者は毎年約600人程度存在している。しかし、数多くのオーストラリア市民は、オーストラリア以外の市民権を有している。例えば、次のような場合が考えられる。

- ・オーストラリアに帰化した際に以前の市民権を保持し続ける場合

---

91) *Australian Citizenship Council, Australian Citizenship for a New Century* (2000).

92) *Ibid* 3.

93) *Ibid* 65.

- ・ オーストラリアで出生したが、外国籍を有している親の市民権を継承した場合
- ・ オーストラリア国外でオーストラリア市民の親の下で出生し、出生国に法制度によりその国の市民権を取得した場合
- ・ 他国民との婚姻などの事情により、自動的に他国の市民権を取得した場合

このような状況は、「よくある例外 (major anomaly)」であって、約440万人と言われているオーストラリア市民が、合法的に2つ以上の市民権を有している。その一方で、もともとオーストラリア市民であった者が他国の市民権を取得するとオーストラリア市民権を失う<sup>94)</sup>。

②ここでの問題は、オーストラリアが複数市民権を認めるべきかどうか、ではなく、他国の市民権を申請し、取得したオーストラリア市民がオーストラリア市民権を喪失することを認めるべきかどうか、である<sup>95)</sup>。

③この委員会に寄せられた意見のうち、約75%がs 17に関する意見であり、そのうち86%がs 17の廃止を要請するものであった。他方、現状維持を主張する見解は14%しかいなかった<sup>96)</sup>。

市民権の喪失を支持する見解は、他国の市民権を取得することは、オーストラリアへの忠誠に反することだと考えている。他国の市民権を取得しようとする行為は、オーストラリアへのコミットメント以上を有する他国に対して忠誠を誓うことを慎重な判断の下に選択したことを意味する、と考える。外国の市民権を取得した者に対してオーストラリア市民権の保持を認めることは、オーストラリア市民権の価値を低下させる<sup>97)</sup>。

---

94) Ibid 60-61.

95) Ibid 61.

96) Ibid 61, 62.詳細な内訳についてはIbid 99 - 100参照。

97) Ibid 61.

他方、s 17の削除を支持する多くの見解は、外国に居住し、働いているオーストラリア市民から寄せられた。このような者たちは、外国に行き、オーストラリアの評価を高めることに貢献しているオーストラリア市民である。多くの者は、一定期間外国で労働・生活することによって居住国の市民権を取得する機会を得た者である<sup>98)</sup>。

彼らは、他国の市民権を求めることは、決してオーストラリアへのコミットメントが低下したわけではない、と主張する。オーストラリアを故郷と呼び、オーストラリアに定期的に帰還し、将来はオーストラリアに永住するために戻ってくる。仕事の将来を考えて国外に向かうことになった者は、外国で働く機会を得るという自らの必要性から他国の市民権を取得したため、自らの子どもたちがオーストラリア市民権を喪失せず、承継されることを熱望している<sup>99)</sup>。

④委員会が扱ったすべての問題の中で、オーストラリア市民権の喪失に関する事項が最も重要なことは明らかである。委員会は、我々が21世紀に歩み始めるときに、二重市民権の広まりが国際的にも劇的に高まっていることを認める。オーストラリアが自らと比較することが多い他国との法実践によれば、以下の国々は、出身国の市民権を喪失せずに他国の市民権の取得を容認している。ニュージーランド及び大英帝国では50年以上前から、アイルランドでは40年以上前から、カナダ及びフランスでは20年以上前から、アメリカ合衆国及びイタリアなどではここ10年間の間に自らの実践を変更し、許容するようになっていく。これらの国々は、単純に、国際的に移動する人口を数多く抱え、彼らがたとえ他国の市民権を取得したとしても人々との結びつきを保持することができることを承認している。委員会は、これらの国々が上記の実践の結果としてなんらかの不利益を被っていると

---

98) Ibid.

99) Ibid.

は考えない<sup>100)</sup>。

市民権を取得しようとする国で居住・労働することを希望するオーストラリア市民にとって、オーストラリア市民権を失う恐怖にさらされ続けることは、その国でオーストラリアのプレゼンスを拡大することについて、不必要な障害となっている。委員会は、この状況がオーストラリアにとって望ましい状況だとは考えない。同じように、オーストラリアの国益にも適うとは思えない<sup>101)</sup>。

上記のように述べて、委員会は、1994年の移民合同委員会（[4.3.2]参照）の提案に「全面的に賛同（complete agreement）」<sup>102)</sup>するとした上で、s 17の削除を「強く提案（strongly recommends）」<sup>103)</sup>した。そして、特に異論もなく法案は可決した。

## 5.2. s 17削除を正当化する背景

オーストラリア市民権委員会やオーストラリア連邦議会がs 17の削除を支持したのは次のような認識に基づく。オーストラリア法では、オーストラリアに帰化した者は旧来の市民権を保持したままなのに対し、（多くの場合）出生によってオーストラリア市民権を取得した者が他国の市民権を取得した場合にはオーストラリア市民権を保持し続けることができない<sup>104)</sup>。このような状況は「不平等」<sup>105)</sup>であり、s 17は、二重市民であるオーストラリア市民と比較して、出生によるオーストラリア市民を差別的に取り扱っている<sup>106)</sup>。約440万人がオーストラリア以外の市民権を有しているのに対し、s 17の規定によりオース

---

100) Ibid 65.

101) Ibid.

102) Ibid.

103) Ibid.

104) Ireland, above n 88, 2.

105) Ibid.

106) Ibid 3.

トラリア市民権を喪失するのは年間約600人程度である。オーストラリアでは二重市民権は既に「既成事実 (a fait accompli)」<sup>107)</sup>であり、s 17は「時代錯誤 (anachronistic)」<sup>108)</sup>である。

Rubensteinは、1986年の独立以前にオーストラリアに居住していたイギリス臣民の者が外国人と言えるかが争われたRe Patterson; Ex parte Taylor<sup>109)</sup>も、上記の思考を支える根拠となる、と指摘する<sup>110)</sup>。Re Patterson判決では、次のように判示している。

「帰化及び外国人について法律を制定する権限には、オーストラリア共同体を構成する政体構成員資格を剥奪する法律を制定する権限も含むことは明らかである。しかし、そのような議会の権限は、野放しではない。個人と共同体の関係性に変化があったときにのみ、その権限は行使しうる。」<sup>111)</sup>

Rubensteinによれば、他国の市民権を取得することが上記の関係性の変化に含まれるのかが問題である<sup>112)</sup>。他国の市民権を取得しつつもオーストラリアとの二重市民であることを望むことの一事を以てオーストラリアとの関係性が終了することを意味するのだろうか。

上記の視点とは別に、Bettsは、s 17の削除を提案したオーストラリア市民権委員会は、オーストラリア・ネーションに対する危険な愛着を持つ者を切り離し、市民としての価値を求める立場である、と指摘する<sup>113)</sup>。市民として求められる価値とナショナリスティックな価値は異なる<sup>114)</sup>。二重市民権に反対する

---

107) Ibid 2.

108) Ibid.

109) (2001) 207 CLR 391.

110) Rubenstein, above n 17, 271 [4.1320].

111) 207 CLR 391, [47].

112) Rubenstein, above n 17, 271 [4.1320].

113) Katharine Betts, 'Democracy and Dual Citizenship' (2002) 10(1) *People and Place* 57, 67-68.

114) Ibid 68.

意見にはナショナリスティックな価値を含有しているのではないか。このようなBettsの指摘は、2007年オーストラリア市民権法改正時に、帰化の際に市民権テストを求める規定をめぐって顕在化する（詳細については、筆者が以前執筆した論文<sup>115)</sup>を参照）。

## 6. 終わりに

本稿の目的は、オーストラリア市民権法のうち、2002年によって削除されたs 17を分析することである。本稿は日本法の分析を直接の目的とするものではないが、現在s 17と同様の内容を持つ国籍法11条について訴訟<sup>116)</sup>で争われていることから、日本法とオーストラリア法との相違点、日本法の問題点を簡単に指摘しておく。

第一に、s 17の削除は、既にオーストラリアが二重市民権者を数多く抱えているという社会的現実を反映した結果によるところが大きい。また、オーストラリアの状況は、二重市民権者を数多く抱えている国家であっても、二重市民権が招来する不都合としてよく言われている事柄（徴兵の衝突など。詳細は[4.4]参照)について、実際上は特に問題がないことを意味していると言えるだろう。

第二に、オーストラリアに帰化した者は出身国の市民権を保持したままなのに対し、もともとオーストラリア市民権を有していた者が外国の市民権を取得するとオーストラリア市民権を喪失するのは差別的である、という主張は、オーストラリア市民権法の非対称性に基づく。

日本では外国人が日本国籍を取得する際に元の国籍を放棄することを求める

---

115) 坂東・前掲注(2) 235頁。

116) 詳細については、仲見生「国籍剥奪と複数国籍の肯否等—国籍剥奪条項違憲訴訟が問うもの」法学セミナー773号1頁(2019)。

規定<sup>117)</sup>や国籍選択制度<sup>118)</sup>があるため、法制度上は原則として二重国籍が認められていないと解されているが、実際には例外規定も多い。このような法制度上の不整合を憲法14条違反として争うことが可能かどうかを論ずることは本稿の直接の目的ではないが、オーストラリアのように例外が原則を逆転している状況と言えるかどうか争点の1つとなるだろう。また、Rubensteinの主張（[5.2]参照）のように、外国の市民権を取得することが直ちに日本との結びつきを喪失することを意味するのかを問うことも有効かもしれない。

第三に、s 17の削除によってオーストラリア市民が国外に進出して活動するために居住国の市民権を取得しやすくなるため国外に居住するオーストラリア市民の活動を促進することになる、その結果としてオーストラリアのプレゼンスが向上する、という視点は日本ではあまり見られない。

※本稿は、科研費（研究課題/領域番号16K16980・19K01292代表：坂東雄介）による成果の1つである。

※本稿は、国籍法11条を憲法違反として争っている訴訟の原告代理人である仲見生弁護士から外国法の状況について調査依頼を受けたことをきっかけとして執筆したものである。論文を執筆するきっかけを与えてくれた仲先生及び訴訟当事者の方々に感謝する。

---

117) 国籍法5条1項5号。

118) 国籍法14条。